

北海道告示第10499号

北海道告示第10520号（北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等）の一部を次のように改正する。

令和6年3月25日

北海道知事 鈴木直道

31 合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策等事業を次のとおり改正する。

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先		補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>31 合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策等事業</p> <p>合板・製材・集成材等の競争力強化や花粉症の解決に向けたスギ人工林を減らす取組に向け、加工施設の効率化や原木供給の低コスト化等を通じた体質強化及びスギ人工林伐採の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>別表2のとおり</p>	<p>市町村、森林組合等が合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業を行う場合における次の事業に要する経費</p> <p><b>【合板製材事業】</b></p> <p>1 木材産業の体質強化対策</p> <p>(1) 木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化）</p> <p>(2) 木材加工流通施設等整備（低コスト化）</p> <p>(3) 木材加工流通施設等整備（供給力強化）</p> <p>(4) 品目転換施設整備</p> <p>(5) 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備附帯事業</p> <p>2 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策</p> <p>(1) 間伐材生産</p> <p>(2) 路網整備・機能強化</p> <p>(3) 高性能林業機械等の整備</p> <p>(4) 再造林の低コスト化</p> <p><b>【花粉削減事業】</b></p> <p>1 スギ人工林の伐採・植替え等の加速化</p> <p>(1) 路網整備・機能強化</p>	<p>別表2のとおり</p>	<p>別表2の事業内容欄に掲げる第1の1及び2の(3)の事業</p> <p>水林第14号様式</p> <p>水林第20号様式</p> <p>水林第32号様式</p> <p>(申請者が市町村である場合及び補助事業の内容が建設工事である場合を除く。)</p> <p>水林第52号様式</p> <p>水林第53号様式</p> <p>別に指示する様式</p> <p>別表2の事業内容欄に掲げる第1の2の(1)及び(4)の事業</p> <p>水林第2号様式</p> <p>水林第14号様式</p> <p>水林第18号様式</p> <p>水林第20号様式</p> <p>水林第32号様式</p> <p>(申請者が市町村である場合を除く。)</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>別表2の事業内容欄に掲げる第1の1及び2の(3)の事業</p> <p>水林第29号様式</p> <p>水林第31号様式</p> <p>水林第52号様式</p> <p>水林第53号様式</p> <p>別に指示する様式</p> <p>別表2の事業内容欄に掲げる第1の2の(1)及び(4)の事業</p> <p>水林第2号様式</p> <p>水林第18号様式</p> <p>水林第29号様式</p> <p>水林第31号様式</p> <p>別に指示する様式</p> <p>別表2の事業内容欄に掲げる第1の2の(2)及び第2の1の(1)の事業</p> <p>水林第29号様式</p> <p>水林第31号様式</p> <p>水林第63号様式</p> <p>水林第64号様式</p> <p>水林第65号様式</p>	<p>提出部数</p> <p>提出期限</p> <p>提出先</p>	<p>1部</p> <p>別に指示する日</p> <p>総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	

			式 別表2の事業内 容欄に掲げる第 1の2の(2)及 び第2の1の (1)の事業 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第63号様式 別に指示する様 式	別に指示する様 式			
--	--	--	---	--------------	--	--	--

別表2

## 第1 国際競争力強化・木材供給基盤強化対策等交付金事業（合板製材事業）

事業内容	事業実施主体	補助対象経費	補助率等
<p>1 木材産業の体質強化対策</p> <p>(1) 木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化）</p> <p>① 木材加工流通施設整備</p> <p>② スtockヤード整備</p> <p>(2) 木材加工流通施設等整備（低コスト化）</p> <p>① 木材加工流通施設整備</p> <p>② スtockヤード整備</p> <p>(3) 木材加工流通施設等整備（供給力強化）</p> <p>① 木材加工流通施設整備</p> <p>② スtockヤード整備</p> <p>(4) 品目転換施設整備</p> <p>(5) 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備附帯事業（(1)～(4)の施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、実践的知識及び技術の習得活動等）</p>	<p>市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人及び地方公共団体等の出資する法人その他知事が認めるものであって体質強化・花粉削減計画に明記された事業実施主体</p>	<p>(1) 木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化）に要する経費</p> <p>(2) 木材加工流通施設等整備（低コスト化）に要する経費</p> <p>(3) 木材加工流通施設整備（供給力強化）に要する経費</p> <p>(4) 品目転換施設整備に要する経費</p> <p>(5) 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備附帯事業に要する経費</p>	<p>1/2以内</p>
<p>2 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策</p> <p>(1) 間伐材生産</p> <p>① 間伐材の生産</p> <p>② 里山林の整備</p> <p>③ 関連条件整備活動（①又は②と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）</p> <p>(2) 路網整備・機能強化</p> <p>① 林業専用道（規格相当）整備</p> <p>② 森林作業道整備</p> <p>③ 機能強化</p> <p>④ 関連条件整備活動（①～③と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）</p>	<p>(1) 市町村、森林整備法人等（森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に定める森林整備法人をいう。以下同じ。）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。以下同じ。）、及び効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として林野庁長官が別に定める考え方に則って、知事が選定した林業経営体（以下「選定経営体」という。）、地域協議会、森林所有者、その他知事が認めるものであって原木安定供給計画に明記された事業実施主体</p> <p>(2) 市町村、森林整備法人等及び選定経営体</p>	<p>(1) 間伐材生産に要する経費</p> <p>(2) 路網整備に要する経費</p>	<p>(1) 定額とする。</p> <p>(2) 次の定額単価とする。</p> <p>① 林業専用道（規格相当）</p> <p>ア 林業専用道（規格相当）（施設一体型以外）開設箇所の平均横断地山傾斜により、A区分（15度未満）は1メートル当たり32,000円、B区分（15度以上25度未満）は1メートル当たり35,000円、C区分（25度以上）は1メートル当たり38,000円とする。</p> <p>なお、各区分の北海道の開設延長の合計に上記単価を乗じた金額を上限とする。</p>

<p>(3) 高性能林業機械等の整備</p> <p>(4) 再造林の低コスト化</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 一貫作業システム</li> <li>② 低コスト造林</li> <li>③ 下刈り</li> <li>④ 機械器具の整備 (①～③の実施に必要な機械器具の購入又は賃貸料等)</li> <li>⑤ 関連条件整備活動 (①～③と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等)</li> </ol>	<p>(3) 市町村、森林整備法人等、選定経営体及び貸付けを行う事業を実施するもの(林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45条)第11条に基づく林業労働力確保支援センター、森林組合連合会その他知事が認めるもの)</p> <p>(4) 市町村、森林整備法人等及び選定経営体</p>	<p>(3) 高性能林業機械等の整備に要する経費</p> <p>(4) 再造林の低コスト化に要する経費</p>	<p>また、林業専用道作設指針(令和4年3月25日付け森整第2438号水産林務部長通知)の基準を満たすものとする。</p> <p>イ 林業専用道(規格相当)(施設一体型)</p> <p>開設箇所の平均横断地山傾斜により、A区分(15度未満)は1メートル当たり46,000円、B区分(15度以上25度未満)は1メートル当たり49,000円、C区分(25度以上)は1メートル当たり52,000円とする。</p> <p>なお、各区分の北海道の開設延長の合計に上記単価を乗じた金額を上限とする。</p> <p>また、林業専用道作設指針(令和4年3月25日付け森整第2438号水産林務部長通知)の基準を満たすものとする。</p> <p>ウ 補強(林業専用道(規格相当)、森林作業道)ア及びイの合計事業費の10%を上限とする。</p> <p>② 森林作業道</p> <p>1メートル当たり2,000円とする。</p> <p>なお、北海道の開設延長の合計に、上記単価を乗じた額を上限とする。</p> <p>また、北海道森林作業道作設指針(令和5年5月29日付け森林第162号水産林務部長通知)の基準を満たすものとする。</p> <p>③ 機能強化</p> <p>事業費の1/2以内</p> <p>(3) 次の定額単価とする。</p> <p>高性能林業機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量(事業実施年度を始期とする3年間の年平均計画)1,000㎡当たり200万円。ただし、その助成額は購入価格の1/2を上限とする。また、同一事業実施主体が複数台機械を整備する場合は、それぞれの機械に対し適用する。</p> <p>(4) 定額とする。</p>
---	--	---	---

第2 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業（花粉削減事業）

事業内容	事業実施主体	補助対象経費	補助率等
<p>1 スギ人工林の伐採・植替え等の加速化                      (1) 路網整備・機能強化                      ① 林業専用道（規格相当）整備                      ② 森林作業道整備                      ③ 機能強化                      ④ 関連条件整備活動（①～③と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）</p>	<p>(1) 市町村、森林整備法人等及び選定経営体</p>	<p>(1) 路網整備に要する経費</p>	<p>(1) 次の定額単価とする。                      ① 林業専用道(規格相当)                      ア 林業専用道（規格相当）(施設一体型以外)                      開設箇所平均横断地山傾斜により、A区分（15度未満）は1メートル当たり32,000円、B区分（15度以上25度未満）は1メートル当たり35,000円、C区分（25度以上）は1メートル当たり38,000円とする。                      なお、各区分の北海道の開設延長の合計に上記単価を乗じた金額を上限とする。                      また、林業専用道作設指針（令和4年3月25日付け森整第2438号水産林務部長通知）の基準を満たすものとする。                      イ 林業専用道(規格相当)(施設一体型)                      開設箇所平均横断地山傾斜により、A区分（15度未満）は1メートル当たり46,000円、B区分（15度以上25度未満）は1メートル当たり49,000円、C区分（25度以上）は1メートル当たり52,000円とする。                      なお、各区分の北海道の開設延長の合計に上記単価を乗じた金額を上限とする。                      また、林業専用道作設指針（令和4年3月25日付け森整第2438号水産林務部長通知）の基準を満たすものとする。                      ウ 補強(林業専用道(規格相当)、森林作業道)ア及びイの合計事業費の10%を上限とする。                      ② 森林作業道                      1メートル当たり2,000円とする。                      なお、北海道の開設延長の合計に、上記単価を乗じた額を上限とする。                      また、北海道森林作業道作設指針（令和5年5月29日付け森第162号水産林務部長通知）の基準を満たすものとする。                      ③ 機能強化                      事業費の1/2以内</p>

注 補助金額は、補助対象事業費が表中の補助率等の定めにより算出される額を下回る場合は、補助対象事業費を上限とする。